

## 泉文化創造センター(イズミテイ 21)の使用料の改定内容

平成 28 年 3 月 17 日

### 改定内容

ア 大ホール、小ホール及びホール附属施設の使用料の改定

(現 行)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)
大 ホ ー ル	入場料を徴収しない場 合	平日	19,900 円	33,600 円	40,900 円
		土曜日・日曜 日・休日	33,600 円	47,200 円	48,300 円
	500円以下の入場料を 徴収する場合	平日	38,800 円	52,500 円	58,800 円
		土曜日・日曜 日・休日	46,200 円	68,200 円	74,500 円
	500円を超え1,000円以 下の入場料を徴収する 場合	平日	49,300 円	77,700 円	84,000 円
		土曜日・日曜 日・休日	56,700 円	91,300 円	99,700 円
1,000円を超え3,000円 以下の入場料を徴収す る場合	平日	59,800 円	96,600 円	105,000 円	
	土曜日・日曜 日・休日	74,500 円	119,000 円	128,000 円	
3,000円を超える入場 料を徴収する場合	平日	72,400 円	116,000 円	123,000 円	
	土曜日・日曜 日・休日	91,300 円	142,000 円	152,000 円	
小 ホ ー ル	入場料を徴収しない場 合	平日	5,400 円	7,700 円	10,900 円
		土曜日・日曜 日・休日	7,800 円	11,100 円	14,500 円
	500円以下の入場料を 徴収する場合	平日	7,800 円	11,100 円	14,500 円
		土曜日・日曜 日・休日	10,000 円	13,600 円	17,200 円
	500円を超え1,000円以 下の入場料を徴収する 場合	平日	16,000 円	22,700 円	27,300 円
		土曜日・日曜 日・休日	19,400 円	27,500 円	32,800 円
1,000円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収 する場合	平日	21,600 円	30,800 円	37,800 円	
	土曜日・日曜 日・休日	27,700 円	39,000 円	46,600 円	
3,000円を超える入場 料を徴収する場合	平日	26,600 円	38,000 円	46,600 円	
	土曜日・日曜 日・休日	35,300 円	49,800 円	59,600 円	
ホ ー ル 附 属 施 設	大ホールリハーサル室		1,000 円	1,700 円	2,100 円
	小ホールリハーサル室		1,000 円	1,700 円	2,100 円
	第一楽屋		500 円	700 円	900 円
	第二楽屋		500 円	700 円	900 円
	第三楽屋		500 円	700 円	900 円
	第四楽屋		500 円	700 円	900 円
	第五楽屋		500 円	700 円	900 円
	第六楽屋		500 円	700 円	900 円
第七楽屋		500 円	700 円	900 円	

	第八楽屋	500円	700円	900円
	第九楽屋	300円	400円	500円
展示室	入場料を徴収しない場合	3,100円	5,200円	6,300円
	500円以下の入場料を徴収する場合	4,700円	7,800円	9,400円
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	6,300円	10,500円	12,600円
	1,000円を超える入場料を徴収する場合	9,400円	14,700円	18,900円
	商品の販売又は宣伝その他の市長が定める営利の目的に使用する場合			

※大ホール又は小ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の範囲内で市長が定める。

↓

(改定後)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	
大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	23,000円	38,400円	46,000円	
		土曜日・日曜日・休日	33,600円	49,900円	59,900円	
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	38,800円	57,600円	69,100円	
		土曜日・日曜日・休日	46,200円	74,800円	89,800円	
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	49,300円	77,700円	92,100円	
		土曜日・日曜日・休日	59,900円	99,800円	119,800円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	59,800円	96,600円	115,200円	
		土曜日・日曜日・休日	74,800円	124,800円	149,700円	
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	72,400円	116,000円	138,200円	
		土曜日・日曜日・休日	91,300円	149,700円	179,700円	
	小ホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,400円	8,800円	10,900円
			土曜日・日曜日・休日	7,800円	11,500円	14,500円
500円以下の入場料を徴収する場合		平日	7,900円	13,300円	15,900円	
		土曜日・日曜日・休日	10,300円	17,300円	20,700円	
500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	16,000円	22,700円	27,300円	
		土曜日・日曜日・休日	19,400円	27,500円	32,800円	
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	21,600円	30,800円	37,800円	
		土曜日・日曜日・休日	27,700円	39,000円	46,600円	
3,000円を超える入場料を徴収する場合		平日	26,600円	38,000円	46,600円	
		土曜日・日曜日・休日	35,300円	49,800円	59,600円	
ホール附属施設		大ホールリハーサル室		1,300円	2,000円	2,100円
		小ホールリハーサル室		1,300円	2,000円	2,100円
	第一楽屋		630円	840円	900円	
	第二楽屋		630円	840円	900円	
	第三楽屋		630円	840円	900円	
	第四楽屋		630円	840円	900円	

第五楽屋	630 円	840 円	900 円
第六楽屋	630 円	840 円	900 円
第七楽屋	630 円	840 円	900 円
第八楽屋	630 円	840 円	900 円
第九楽屋	360 円	480 円	500 円

※大ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の3倍又は3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額のいずれか高い額の範囲内で市長が定める。

※小ホールを営利目的で使用する場合の使用料の額は、3,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料の額の範囲内で市長が定める。

#### イ その他の施設の使用料の改定

	現 行	改定後
特別応接室	1時間当たり 1,600 円	1時間当たり 1,900 円
会議室	〃 800 円	〃 900 円
和室（1）	〃 300 円	〃 390 円
和室（2）	〃 300 円	〃 390 円
スタジオ	〃 2,000 円	〃 2,200 円
第一練習室	〃 400 円	〃 450 円
第二練習室	〃 200 円	〃 210 円
展示室	ア（現行）の表参照	〃 1,500 円

#### ウ 市民ギャラリーの使用料の改定

	現 行	改定後
市民ギャラリー	1日につき 1,000 円	1日につき 1,200 円

## 改定の適用日

<市民利用施設予約システム対象施設の予約について>

平成28年10月から改定後の料金が適用となりますが、次の場合には改定前の料金が適用となります。

- ・市民利用施設予約システムでの抽選による申込みの場合は、平成28年9月までに抽選が行われたもの
- ・市民利用施設予約システムでの抽選期間終了後の空き施設の申込みの場合は、平成28年9月までに使用許可を受けたもの

## お問い合わせ

市民局地域政策課

電話:022-214-6130      ファクス:022-211-1916

メールアドレス:sim004070@city.sendai.jp